

国の記録と厚生年金基金の記録との突合せについて

1. 受給資格期間を満たしていない高齢者への通知の取扱い

(1) 問題の所在

突合せによって受給資格期間を満たしていない高齢者について記録の誤りが判明したが、当該記録補正を行っても、依然として年金受給資格が得られないと見込まれる場合、結果としてご本人の期待に沿えないことになるが、記録補正に係る通知の発出をあえて行うかどうか。（なお、60歳未満の加入者について、新たな記録が判明した場合や、記録の補正が必要となった場合には、すべてのケースについて通知を発出する。）

(2) 対応案

紙台帳等とコンピュータ記録との突合せにおいては、記録を訂正しても依然として年金受給資格が得られない方についてお知らせを送付することは、叶わぬ期待を抱かせてしまうことになる一方、行政側が把握できないカラ期間が存在する可能性がある他、継続審議となっている「年金確保支援法案」が成立した際は、事後納付をして受給資格を得られる可能性があることから、一定の基準を満たす方については、お知らせを送付することとしている。

具体的には、70歳以上の方については、記録訂正後の期間が120月（10年）以上となる方に対してお知らせを送付。70歳未満の方については、全てのケースについてお知らせを送付。ただし70歳未満かつ120月未満の方への送付は、年金確保支援法案の成立後に送付することとしている。

基金記録と国記録の突合せにおいても同様の取扱いとする。

2. 基金が保管している届出書を参考資料とすること

(1) 問題の所在

国記録の訂正の要否を判断する審査資料に、事業主から基金に提出された資格取得等の届出書（控）を参考資料として追加することについて、基金から要望が出されている。

【国記録の訂正の要否を判断する現行の審査資料】

特定証拠書類	参考資料
①厚生年金法29条1項に基づく通知の写し （標準報酬の決定等） ②事業所の基金編入、脱退時の規約認可書の写し ③基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報 公告の写し	①人事記録 ②給与記録 ③健康保険組合の被保険者記録 ④雇用保険の被保険者記録 ⑤事業所作成の厚生年金被保険者台帳

(2) 対応案

基金加入員の資格の得喪等については、実務上は複写式の届出様式（国及び基金への届出内容が同一となる届出書作成プログラム等を使用している場合を含む。）により行われていた場合が多く、そのような場合には、事業主が人事記録等を元に作成し、社会保険事務所と基金に同じ届出が行われたことが推定できることから、複写式の届出様式を用いていたことが確認できる場合には、参考資料として扱う。